

第 1 回 検 討 委 員 会 で の 主 な 意 見 (3 - 1)

項 目	意 見	対 応
第 1 回 委 員 会 資 料 5 山林買収の現状と 課題	国土利用計画法に基づく届出件数について、登記地目が山林のものを集計しているのか、現況が山林のものを集計しているのか教えて欲しい。	資料の修正 (資料 3 の P 2)
	国土利用計画法に基づく売買届出は原則 1 ヘクタール以上が対象となっている中、福井県において所有規模が 1 ヘクタール未満の森林所有者が所有する面積割合に関するデータを教えて欲しい。	資料の追加 (資料 3 の P 5)
	今後、県外者が山林を購入するケースの増加も考えられる。不在村森林所有者のうち、県外在住の森林所有者数割合がどの程度なのか教えて欲しい。	資料の修正 (資料 3 の P 6)
第 1 回 委 員 会 資 料 6 (条 例 関 係) 森林の公益性の度 合いに応じた監視 区域の設定と規制 および 地下水の取水規制	仮に外国資本が山林を買収し地下水を取水した場合、公害防止条例を基に地下水を汲み上げることを抑制しようとしても実質上できない、行政指導止まりということか。取水規制は実体規制で許可制もあり得る。どの程度なら地下水の枯渇を招くおそれがないか、いわゆる基準である。	地下水の取水規制 のあり方について 検討する
	個別の土地利用ではなく、売買自体を許可制にしている例は少ない。最低限、買取りは必要になる。監視区域を設定して売買自体を許可制にすることは難しいと思っている。	土地取引について は事前届出制とす る
	北海道と埼玉が先行して条例を制定しており、指定区域内の事前届出を義務化している。事前届出の義務違反ということは、違反した時点では既に売買が終わっているという状況であり、その時点で勧告・公表することに意味があるのか疑問である。	罰則(過料)の導入 を検討する

第1回検討委員会での主な意見への対応 (3-2)

項目	意見	対応
<p>第1回委員会資料6 (条例関係)</p> <p>森林の公益性の度合いに応じた監視区域の設定と規制 および 地下水の取水規制</p>	<p>山林から直接地下水を取水しているイメージは湧きにくい。</p> <p>山林に産業廃棄物を投棄され有害なものが含まれていた場合、かん養源である森林から生活用水の地下水が汚染されることも懸念される。水道は汚染源に強いシステムになっていると思うが、地下水は法規制にかからず直接利用している方も多いため水源を把握する必要がある。</p> <p>ふくいのおいしい水が県内47箇所認定されている。おいしい水には何らかの規制をかけて欲しいという意味合いも込められており、今回検討する条例はこういったものとリンクする重要な条例と考えている。</p> <p>北海道では、条例の地域指定を受けることで森林施業に支障があるのではないか、土地の評価が下がるのではないかと所有者の懸念の声があがっていた。</p> <p>このため、条例の適用についての地権者への説明や地域指定することのメリット、フォローなどセットで行う必要がある。</p> <p>監視区域は、何が本当に大切なのか地域による特異性があることから、市町の意向を反映させて監視区域を定めていただきたい。</p>	<p>水源エリアの考え方とマップ(例)を整理する</p> <p>おいしい水については制度の見直しを検討中であることから、今後の検討課題とする</p> <p>監視区域の設定にあたっては、新たに土地利用にかかる制限を加えるものではないことを所有者へ説明することについて記載する</p> <p>条例案において、監視区域の設定にあたっては、市町長の意見を聴取する規定を設ける</p>
<p>第1回委員会資料6 森林所有者情報の 収集体制の整備</p>	<p>森林所有者情報にはいろいろな情報があることから、どういった形で整理・集約するかが大きな課題である。</p>	<p>情報収集体制の具体案を整理する</p>
<p>第1回委員会資料6 (あっせん) 適正に森林管理できない者による所有を防ぐ対策</p>	<p>最近、山林の競売案件の相談を受けることが多い。こうした競売についても、システムの中でどう監視していくのか検討が必要である。</p>	<p>あっせんの働きかけ先として、担保権を実行する可能性のある金融機関を含める</p>

第1回検討委員会での主な意見への対応 (3-3)

項目	意見	対応
<p>第1回委員会資料6</p> <p>県民総ぐるみで森林を守るための意識の啓発・気運の醸成</p>	<p>監視システムを県民総ぐるみで行うということで、予算化するなど人材育成していくことが重要である。</p> <hr/> <p>今までの反省も含めて、意識啓発活動は現場主体で行わないと決して伝わらない。地域において所有者の方も交えて伝えることが大事である。シンポジウムも現場主義でお願いしたい。</p> <p>(効果が期待できない「パンフレットの配布」は施策に盛り込むべきでない)</p>	<p>具体的施策に「人材育成」を盛り込む</p> <hr/> <p>具体的施策に「現場主義で行うコミュニケーション活動」を盛り込む</p>
<p>その他</p> <p>所有者が不明な土地への対策</p>	<p>土地を放置した場合、環境破壊や治安上の問題、不法投棄など様々な懸念がある。所有者が不明な土地に対して、何かあった場合に行政が手を入れられるような、行政的な根拠をここに持たせることが必要ではないか。</p> <hr/> <p>各地で空き家管理条例の制定が進んでいる。この条例も視点は同じなのだが、行政がどこまで手を出せるのか、今議論の真只中である。</p> <p>できる、できないを別として事務局としての考えを提示してほしい。</p>	<p>荒廃した森林については、森林法が改正され、行政の裁量により施業代行者が間伐できるようになった。</p> <hr/> <p>また、不法投棄については、廃掃法により、生活環境の保全上支障がある場合には、行政により撤去等の措置ができる。</p>